# 射水市教育委員会５月定例会次第

日　時　令和２年５月２８日（木）
　　午後２時００分から
場　所　本庁舎４階会議室４０１

１　会議録の承認

２　事務局報告

（１）令和２年６月射水市市議会定例会会期日程について　資料１
（２）令和２年度６月補正予算について　資料２
（３）令和２年６月射水市議会定例会提出議案について　資料３

３　協議事項

（１）令和３年度使用教科用図書の採択について　資料４

４　各課等の連絡事項及び報告事項

（１）学校の再開について（学校教育課）　資料５
（２）家計が急変した児童・生徒等への対応について（学校教育課）　資料６
（３）児童生徒１人１台端末等整備事業について（学校教育課）　資料７
（４）教育相談事業及び適応指導教室「いみずの」について（教育センター）　資料８
（５）（仮称）射水市フットボールセンター基本設計（案）の概要について
（生涯学習・スポーツ課）　資料９
（６）教育委員会行事予定　資料 10

５　その他

※　次回教育委員会の開催日時について
６月定例会　６月２６日（金）午後２時から　本庁舎会議室３０３

資料１

# 令和2年6月射水市議会定例会会期日程（案）

会期17日間

| | | | |
|---|---|---|---|
| 6月　8日(月) | 午前10時 | 本会議 | 日程第1　会議録署名議員の指名<br>日程第2　会期の決定<br>日程第3　市長の提案理由の説明<br>日程第4　予算特別委員会の設置 |
| | 本会議終了後 | | 全員協議会(市出資団体決算報告･報告事項説明) |
| 6月　9日(火) | | | 議案調査日 |
| 6月10日(水) | | | 議案調査日 |
| 6月11日(木) | | | 議案調査日 |
| 6月12日(金) | 午前10時 | 本会議 | 日程第1　議案質疑<br>日程第2　代表質問 |
| 6月13日(土) | | | 休　会 |
| 6月14日(日) | | | 休　会 |
| 6月15日(月) | 午前10時 | 本会議 | 日程第1　一般質問 |
| 6月16日(火) | 午前10時 | 本会議 | 日程第1　一般質問（予備日）<br>日程第2　各議案の委員会付託 |
| | 本会議終了後 | 委員会 | 予算特別委員会(説明) |
| | 予算特別委員会終了後 | 委員会 | 議会改革特別委員会 |
| 6月 17日(水) | 午前10時 | 委員会 | 総務文教常任委員会 |
| 6月18日(木) | 午前10時 | 委員会 | 民生病院常任委員会 |
| 6月19日(金) | 午前10時 | 委員会 | 産業建設常任委員会 |
| 6月20日(土) | | | 休　会 |
| 6月21日(日) | | | 休　会 |
| 6月22日(月) | 午前10時 | 委員会 | 港湾振興特別委員会 |
| | 午後1時30分 | 委員会 | 予算特別委員会 |
| 6月23日(火) | 午前10時 | 委員会 | 予算特別委員会 |
| 6月24日(水) | 午後2時 | 本会議 | 日程第1　委員長報告(質疑、討論、採決)<br>日程第2　議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査 |

※　招集告示：６月１日（月）　　１０時００分　議会運営委員会
　　１３時３０分　全員協議会（議案・重点事業説明）

発言通告締切り　代表質問　　６月　９日（火）　午後１時
　　一般質問　　６月１０日（水）　午後１時
　　予算特別委員会　　６月１９日（金）　午後１時

資料２

令和２年度６月一般会計補正予算（案）説明書（教育委員会関係）

１　歳入の内訳　（単位：千円）

| 補正区分 | 補正額 | 補正額の主な内訳 |
|---|---|---|
| 15 款　国庫支出金 | １０，８９８ | 子ども・子育て支援交付金 |
| | １，９４６ | 小中学校保健特別対策事業費補助金 |
| | ２１９，６００ | 公立学校情報機器整備費補助金 |
| 16 款　県支出金 | ５２８ | 放課後児童健全育成事業費等補助金 |
| | ８００ | とやまっ子さんさん広場推進事業補助金 |
| 21 款　諸収入 | ３，２４６ | 小中学校臨時休業対策費補助金 |

２　歳出の内訳　（単位：千円）

| 補正区分 | 補正額 | 補正額の主な内訳 |
|---|---|---|
| 3 款　民生費 | | |
| 放課後児童健全育成事業費 | １１，９５４ | 放課後児童クラブ運営委託 |
| | １，６００ | とやまっ子さんさん広場運営補助金 |
| 10 款　教育費 | | |
| 教育委員会事務局費 | ５，５２３ | 学習サポーター報酬等 |
| 学生緊急生活支援事業費 | ６，０００ | 学生緊急生活支援貸付金 |
| 学校給食センター管理費 | ６，７２０ | 給食調理等業務委託、給食搬送業務委託、給食用食器コンテナ等購入 |
| 学校管理費（小・中） | ３５２ | オンライン会議システム導入委託 |
| 学校給食費（小・中） | ４，３２９ | 学校給食事業者支援金 |
| 健康管理費（小・中） | ３，８９４ | 感染症対策保健衛生用品購入 |
| 教育振興運営費（小・中） | ２７８，４１３ | 学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 |
| | ５，３５７ | 家庭学習貸出用セキュリティソフトウェア・モバイルルーター購入 |
| すこやかいみずっ子育成事業費 | １４８ | 感染症対策保健衛生用品購入 |
| 図書館管理運営費 | ５，０１３ | 図書消毒機購入、感染症対策保健衛生用品購入 |

資料３

議案第　　号

射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅲ期（建築主体）工事請負契約について

令和２年５月２８日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅲ期（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年射水市条例第５０号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　契約の目的　　射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅲ期（建築主体）工事

２　契約の方法　　制限付き一般競争入札による契約

３　契約金額　　○○○，○○○，○○○円

（うち消費税等　○○，○○○，○○○円）

４　契約の相手方

代表者

構成員

令和２年６月８日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

議案第　　号

**射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅲ期（建築主体）工事請負契約について**

（説　明）

令和２年５月２８日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅲ期（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第９６条第１項第５号、同法施行令第１２１条の２第１項（別表第３）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条）。

| 工事区分 | 契約金額 | 契約の方法 | 契約の相手方 | 工　　期 |
|---|---|---|---|---|
| 建築主体工事 | ○○○○○円<br>（うち消費税等<br>○○○○円） | 制限付き一般競争入札による契約 | 代表者<br><br>構成員 | 契約締結の日<br>～<br>令和3年<br>3月31日 |

資料４

射教学第２３４号
令和２年５月２８日

射水市教科用図書採択協議会　会長　殿

射水市教育委員会
教育長　長　井　　忍

令和３年度使用教科用図書（中学校）の採択について（諮問）

下記の事項について、射水市教科用図書採択協議会条例第１条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

１　諮問事項
令和３年度から市立中学校において使用する教科用図書の採択について

２　諮問趣旨
令和３年度から、市立中学校で使用する教科用図書について、中学校用教科書目録（令和３年度使用）に登載されている教科書を調査研究し、最もふさわしい教科用図書の選定及び採択を目的として、諮問するものである。

# 令和２年度使用教科用図書採択について（概要）

## 1　趣旨

令和３年度から市立中学校で使用する中学校用教科書を採択する。

## 2　教科書採択について（令和２年３月27日：文部科学省通知より抜粋）

中学校用教科書の採択について

・全ての教科書について新たに採択を行うこと。

【参考】教科書採択の予定

「令和３年度使用教科書の採択事務処理について(令和２年３月２７日文科省通知)」から引用

| 学校種別等区分 ＼ 年度（西暦） | | | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 28 (2016) | 29 (2017) | 30 (2018) | 元 (2019) | 2 (2020) | 3 (2021) | 4 (2022) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校 | | 検定 | ◎ | | | ◆ | ◎ | ◎ | | | | ◎ |
| | | 採択 | | △ | | | ▲ | △ | △ | | | |
| | | 使用開始 | | | ○ | | | ● | ○ | ○ | | |
| 中学校 | | 検定 | | ◎ | | | ◆ | ◎ | ◎ | | | |
| | | 採択 | | | △ | | | ▲ | △ | △ | | |
| | | 使用開始 | | | | ○ | | | ● | ○ | ○ | |
| 高等学校 | 主として低学年用 | 検定 | | | ◎ | | | | ◎ | ◎ | | |
| | | 採択 | | | | △ | | | | △ | △ | |
| | | 使用開始 | ○ | | | | | | | | ○ | ○ |
| | 主として中学年用 | 検定 | | | | ◎ | | | | ◎ | ◎ | |
| | | 採択 | △ | | | | △ | | | | △ | △ |
| | | 使用開始 | | ○ | | | | ○ | | | | ○ |
| | 主として高学年用 | 検定 | ◎ | | | | ◎ | | | | ◎ | ◎ |
| | | 採択 | | △ | | | | △ | | | | △ |
| | | 使用開始 | | | ○ | | | | ○ | | | |

◎:検定年度
△:直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度
○:使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年採択替え）
◆:「特別の教科　道徳」の検定年度
▲:直近の検定で合格した「特別の教科　道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度
●:「特別の教科　道徳」の使用開始年度

※　小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。
※　太線以降は、学習指導要領改定後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

参考

# 射水市中学校教科用図書　採択一覧

| 教科(種目) ＼ 年度 | | 平成18～21 | 平成22～23 | 平成24～27 | 平成28～令和2年 | 令和2年度採択 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国語 | | 東京書籍 | 東京書籍 | 東京書籍 | 光村図書 | |
| 書写 | | 教育出版 | 教育出版 | 光村図書 | 光村図書 | |
| 社会 | 地理 | 帝国書院 | 帝国書院 | 帝国書院 | 東京書籍 | |
| | 歴史 | 帝国書院 | 帝国書院 | 帝国書院 | 帝国書院 | |
| | 公民 | 東京書籍 | 東京書籍 | 帝国書院 | 帝国書院 | |
| 地図 | | 帝国書院 | 帝国書院 | 帝国書院 | 東京書籍 | |
| 数学 | | 東京書籍 | 東京書籍 | 啓林館 | 啓林館 | |
| 理科 | | 東京書籍 | 東京書籍 | 東京書籍 | 東京書籍 | |
| 音楽 | 一般 | 教育芸術社 | 教育芸術社 | 教育芸術社 | 教育芸術社 | |
| | 器楽 | 教育芸術社 | 教育芸術社 | 教育芸術社 | 教育芸術社 | |
| 美術 | | 日本文教出版 | 日本文教出版 | 日本文教出版 | 光村図書 | |
| 保健体育 | | 学習研究社 | 学研教育みらい | 学研教育みらい | 学研教育みらい | |
| 技術・家庭 | 技術 | 東京書籍 | 東京書籍 | 開隆堂 | 東京書籍 | |
| | 家庭 | 東京書籍 | 東京書籍 | 教育図書 | 教育図書 | |
| 外国語（英語） | | 東京書籍 | 東京書籍 | 東京書籍 | 東京書籍 | |
| 道徳 | | | | | 教育出版（令和元年～） | |

（令和2年5月現在：市教セ作成）

参考

○射水市教科用図書採択協議会条例

平成26年9月19日
条例第40号
改正　平成27年3月17日条例第24号

(設置)

第1条　射水市立小学校及び射水市立中学校(以下「小学校及び中学校」という。)において使用する教科用図書の採択に関し、射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じるため、射水市教科用図書採択協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条　協議会は、委員10人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1)　射水市教育委員

(2)　小学校及び中学校に通う児童及び生徒の保護者の各代表者

(3)　小学校教育研究会及び中学校教育研究会の各代表者

(委員の任期)

第3条　委員の任期は、委嘱し、又は任命した日の属する年度の8月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条　協議会に会長及び副会長を置く。

2　会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条　協議会は、会長が招集する。

2　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(採決)

第6条　会長は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2　会長は、必要があると認めるときは、会議に諮って、記名又は無記名の投票によって採決することができる。

3　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査研究会)

第7条　協議会に、採択に関し必要な事項を研究させるため、調査研究会を置くことができる。

2　調査研究会は、委員のうちから会長が指名する者及び会長が委嘱する調査研究員で組織する。

3　調査研究員の数は、採択の対象となる教科用図書の種類に応じ、会長が当該研究に必要と認める数とする。

(委任)

第8条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成27年3月17日条例第24号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

資料５

令和２年５月２６日

射水市教育委員会

# 射水市立小中学校の再開について

## １　趣　旨

現在、５月１８日（月）から３１日（日）までの期間を、臨時休業中の「登校日」とし、分散登校で実施している。

富山県においては、新たな感染者数が７日連続で発生していないほか、活動規制のロードマップが、５月２９日から「ステージ１」へ移行する見通しとなっている。

学校の再開については、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、子どもが通うことは困難であり、子どもたちの健やかな学びを保障する観点から、学校における感染リスクを可能な限り低減しつつ教育活動を開始する。

## ２　小中学校の再開日について

○臨時休業を終了し、６月１日（月）から課業日とし、一斉登校で実施する。

## ３　学校再開の方法について

### （１）教科等の指導について

①授業の進め方について

・感染症対策を講じてもなお、感染の可能性が高い学習活動は行わない。

・学習内活動については、単元配列、学習内容等の配列を工夫する。

・学校水泳授業（プールの運営）については、文科省通知の感染リスク対策が必要なこと、児童の健康診断の終了が８月上旬となることから、健康診断未実施の状況を考慮し、水泳授業は実施しない。

②学習指導要領に規定する授業時数の確保について

・年間を通して学校行事等の実施の有無も含めた見直し、夏休みの短縮【８月８日（土）から１９日（水）を夏休み期間とする。１学期終業式８月７日（金）

２学期始業式　８月２０日(木)】余時数の活用で規定の授業時数の確保に努める。
※各種団体からの応募作品は、夏休み短縮のため、十分に応えられない旨の周知

③ネット環境のない家庭の支援について
・文科省や県の家庭学習支援サイト、各学校の教員が作成したコンテンツ「家庭学習支援動画」などを全児童生徒が家庭で閲覧できるように、ネット環境がない家庭（約１５０世帯）にモバイルルーター及び学校に配置しているタブレット端末を貸し出す。（整備経費　約６，０００千円）

④部活動、スポーツ少年団活動について
・部活動、スポーツ少年団活動は、６月１日（月）から段階的に再開する。

⑤心の支援について
・スクールソーシャルワーカーを活用し、電話相談などを充実させる。また、スクールカウンセラーにより児童生徒、保護者の教育相談を継続して実施する。
・あったか家族のイメージンソングの啓発、発信を行う。

⑤給食について
・給食の献立は、配膳工程をなるべく省略するため、２週間は簡易給食とする。
　３週間目からは、完全給食とする。
※ご飯の日は、カレーライスや丼物、パンの日は、和え物等を除いたものとする。
・配膳時には、マスク、エプロン、三角巾に加え、衛生手袋、フェイスガードを装着する。喫食時は、児童生徒の距離をとる、身体の向きをそろえる等、学校規模に応じた工夫をする。
※感染状況を踏まえ、給食開始日を変更する場合は、目安として１週間目までに連絡する必要があるが、期日を過ぎると、違約金を検討する。

**（３）登下校の工夫について**

①登下校時について

・登下校時は、校門や玄関口での密集が起こらないよう、教員が現地指導するなど工夫する。

②スクールバスの運行について

・バスには教職員が随行し、児童の密集やマスク及びフェイスガードの着用など感染防止策を指導する。加えて、安全に配慮し窓を開け換気を行う。

なお、保護者の判断により自家用車で送迎することを可とする。

資料６

## 家計が急変した学生及び児童・生徒等への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、家計が急変し生活が困窮する学生及び児童・生徒等へ、以下のとおりの支援を行う。

### １【新規】射水市学生緊急生活支援貸付金の創設について

新型コロナウイルス感染拡大による影響で、世帯収入やアルバイト収入等が減少し、経済的に困窮している学生を緊急的に支援するため、新たに学生緊急生活支援貸付金を創設し、生活支援金を貸し付けする。

また、大学等を卒業後、市内に居住し、かつ、市内の中小企業において一定期間就業した場合には、返還を免除することで市内の産業を担う人材確保を図る。

**（１）対象者**

大学（大学院、短期大学を含む。）、専修学校（専門課程に限る。）等に在学し、新型コロナウイルス感染症拡大防止による影響で、世帯収入やアルバイト収入等が減少し、経済的に支援を必要とする者

**（２）資　格**

射水市奨学生選考基準の所得要件を満たす者で、かつ、以下の①又は②のいずれかを満たす者

① 世帯収入が前年と比較して減少した者（10％以上減少）

② 学生のアルバイト収入が大幅に減少した者（収入が月額５万円以上で、50％以上減少した者）

**（３）貸付審査**

射水市奨学生選考基準を準用し、申請理由や資格等を考慮して審査する。

**（４）貸付金額**

３０万円以内

**（５）申請時期**

令和２年７月～８月まで

**（６）貸付金の返還**

卒業の日から１年を経過した日の翌日から起算し５年を限度として、年賦の方法で返還する。（月額５千円以上）

**（７）貸付金の返還猶予及び免除**

大学等を卒業後、市内に住所を有し、かつ、市内の中小企業者の事業所等に就業した場合には、離職するまでの期間又は、就業期間が３年間に達するまでの間、返還を猶予する。なお、継続して３年間就業した場合には、返還を免除する。

## ２【既存】射水市奨学資金の特例措置について（対象者：大学生等）

新型コロナウイルス感染症による経済的影響を考慮し、次のような措置をとる。

### （１）返還金の猶予

現在、返還している者は、申請に基づき、最大２年間（令和４年３月３１日まで）返還を猶予する。

## ３【既存】射水市就学援助の特例措置について（対象者：小中学生の保護者）

### （１）申請提出期限の延長

臨時休校等の影響を考慮し、４月１日まで遡及する。年度当初の申請については、締め切りを例年より１か月程度延長する。

それ以降の申請については、例年通り随時受付を行い、年度途中での判定を行う。（年度途中の認定は、申請受付月の翌月１日からとする。）

### （２）所得判定の特例措置

通常は、前年（令和元年分）所得で判定するところ、家計が急変した場合は、今年度の所得（見込）で判定する。

資料７

# 児童生徒１人１台端末等整備事業について

## １　概　要

文部科学省は、「ＧＩＧＡスクール構想の加速による学びの保障」として、令和２年度補正予算分に、令和５年度までに達成する１人１台端末環境を前倒しして整備するため、令和元年度補正措置済分（小５・６、中１）に加え、残りの小１～４、中２・３分すべて予算措置した。

本市においては、国補助金を活用し、令和２年度中に児童生徒１人１台端末環境を実現する。

※　ＧＩＧＡスクール構想：子どものころからＩＣＴ環境になじみ、将来の社会で生き抜く力を育むために、１人１台端末環境を備えた学校のあり方を政府が推進していくもの。
（ＧＩＧＡ：Global and Innovation Gateway for ALL の略）

## ２　主な整備内容

児童生徒用端末（タブレット端末）等の教育用ＩＣＴ機器について、国が定める「ＧＩＧＡスクール構想」及び「教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５か年計画（2018～2022 年度）」の整備目標を達成する。

| 整備内容 | R2<br>整備内容 | 整備・導入済 | R2<br>整備完了 | 【計画】目標 |
|---|---|---|---|---|
| 児童生徒用端末 | 5，785台 | 1，535台 | 7，320台 | 【GIGA スクール構想】<br>1人1台端末整備を達成 |
| 指導者用端末 | 144台 | 305台 | 449台 | 【5か年計画】<br>授業を担当する教員に<br>1台整備を達成 |
| 大型モニター<br>（55 インチ） | 154台 | 84台 | 238台 | 【5か年計画】<br>普通教室に1台整備<br>を達成 |
| ICT 支援員 | 2名 | 4名 | 6名 | 【5か年計画】<br>4校に1名の配置基準<br>を達成 |

## ３　整備スケジュール（予定）

令和２年６～７月　県「児童生徒用端末の共同調達検討協議会」による共通仕様書作成
８月　・児童生徒用端末：共通仕様書による入札
・指導者用端末、大型モニター等：市単独で入札
９～１２月　機器調達・導入作業

資料 8

# 教育相談事業及び適応指導教室「いみずの」について

2020.5　射水市教育センター

## 1　教育相談事業

(1) 事業のねらい

困り感をもっている児童生徒・保護者・教員に対して、相談活動を通して悩みの改善を図ったり、学校だけでは対応が困難な事案に対して、関係機関とも連携して家庭環境等の改善を図ったりする。

(2) 事業内容

教育相談員(市１名)による相談活動、及び、スクールソーシャルワーカー(県４名、市９名)による訪問活動を行う。

(3) 令和元年度の活動状況

| | | |
|---|---|---|
| (教育相談員) 来所相談回数 | 217回 | (前年比　－137回) |
| (教育相談員) 学校訪問相談回数 | 43回 | (前年比　＋　3回) |
| (教育相談員) 電話相談回数 | 24回 | (前年比　－　4回) |
| (スクールソーシャルワーカー) 活動回数(時間) | 1,324回 | (前年比　－268回) |

(4) 今後の課題

・教育相談員の学校訪問相談回数は微増した。相談内容が多岐にわたり複雑化している中、継続した相談が必要なケースが多くある。
・スクールソーシャルワーカーが関わるケースも多様化、複雑化、長期化している。相互の情報交換を密にするとともに、適応指導教室、子育て支援課、医療機関、児童相談所、警察署等との連携を図りながら支援する必要がある。
・平成30年度から、スクールカウンセラー(県)が小学校にも全校配置（＝中学校区単位で配置）され、スクールソーシャルワーカー(県)も中学校区単位で配置されている。小、中学校間での連絡調整を行い、効果的な活用を図りたい。

## 2　適応指導教室「いみずの」

(1) 事業のねらい

・【集団適応支援・教育相談】不登校児童生徒が抱えている心理的・情緒的な問題の軽減を図る。また、一人一人が自己理解を深め、自己肯定感をもち、よりよい人間関係づくりができる力を高めるよう支援を行う。
・【学習支援】基本的な生活習慣の定着を図り、基礎学力の補充に努める。集団に適応できる力を高め、学ぶ意欲を喚起するとともに、学校に復帰できるようにする。

(2) 事業内容

常勤の教育指導員２名と非常勤指導員２名（昨年度より１名増員）が、個に応じた集団適応支援及び学習支援に当たる。スポーツ活動、集団活動（ゲーム等)、学力補充等、児童生徒の状況に応じた活動を工夫する。

(3) 令和元年度活動状況

・通級児童生徒数　　17名（小学生６名、中学生11名）
※ 中学校３年生徒３名は全員高等学校に進学
・体験通級児童生徒数　のべ21名

(4) 今後の課題

・学校との連携をより一層深め、学校復帰へのステップを一人一人の状況に応じて細やかにしていく必要がある。
・教育相談員との来所相談から体験通級、入級へとつながり、状況の改善傾向を認めるケースがある。教育相談事業とも連動した効果的な支援に努めていきたい。

資料９

# （仮称）射水市フットボールセンター基本設計（案）の概要について

## １　基本設計の概要について

（１）施設計画及び工事費用等について

| 項　目 | 内　容 | 前回報告（令和元年１２月議会）からの主な変更点 |
|---|---|---|
| 敷地面積 | 約３２，０００㎡ | － |
| 床面積 | 約５００㎡（鉄骨造クラブハウス）<br>約１，２００㎡（屋根付きフットサル場） | 人工芝グラウンドをラグビー等多目的な競技の利用を可能とするほか、ウォームアップ場（屋根なし）を屋根付きフットサル場とする。 |
| 施設計画 | 人工芝グラウンド２面（１面はラグビー等多目的利用可、夜間照明施設、防球ネット）、屋根付きフットサル場、クラブハウス１棟（事務所、休憩ロビー、ロッカー室、シャワー室、観覧スペース、トイレ、倉庫等）、エントランス広場（イベント等で活用）、駐車場 | |
| 工事費用及び交付金（見込） | 約１６億円（うち交付金等　約８億円に加え、起債に対する地方交付税措置約２億円） | 約１０億円（うちサッカー協会及びスポーツ振興くじ助成　約２億円） |

（２）変更理由

地方創生に資する施設整備に対して、国が支援を行う地方創生拠点整備交付金の採択を目指すため、屋根付きフットサル場等の整備やクラブハウスを拡充する。あわせて、整備に係る市の負担軽減を図る。

（３）事業展開

フットボールセンターがより多くの人を呼び込み、市全体の活性化に資する施設となるよう事業の推進を図る。

ア　全国大会等の大規模大会やスポーツ合宿の誘致

イ　スポーツ教室やスポーツイベント等開催による、年間を通じた賑わい創出

ウ　射水ケーブルネットワークと官民協働でローカル５Ｇ環境を整備し、ＡＩカメラなどを活用したライブ配信や遠隔指導等の取組

エ　施設整備及び運営の財源として、ふるさと納税（企業・個人）の活用

## ２　今後のスケジュール

令和２年８月下旬　　交付金の採択結果通知

令和２年９月　　実施設計に着手

令和３年度　　整備工事

令和４年１２月までに完成

| | |
|---|---|
| 令和 元 年度 | 20.04.17 |
| 事 業 名 | 射水市フットボールセンター整備計画 |
| 路 線 名 | |
| 箇 所 | 射水市 海竜町 地内 |
| 図 名 | 計画平面図 |
| 縮 尺 | S=1:800(A3) |
| 図面番号 | |
| 射 水 市 | |

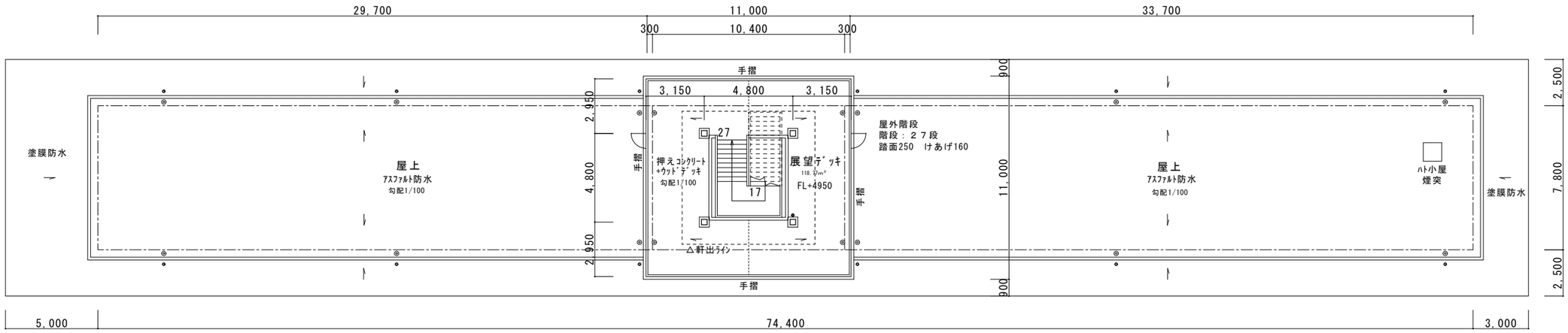


屋根伏図

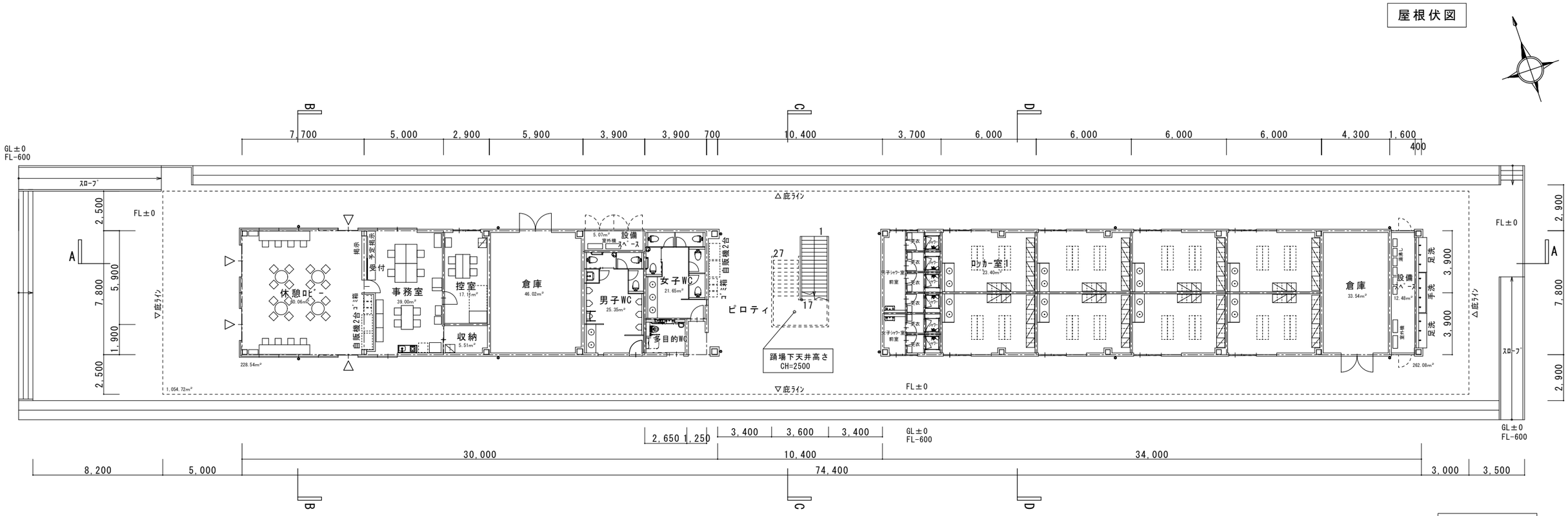


平面図

射水市フットボールセンター整備基本設計　　平面計画図　　S：1/250（A3）

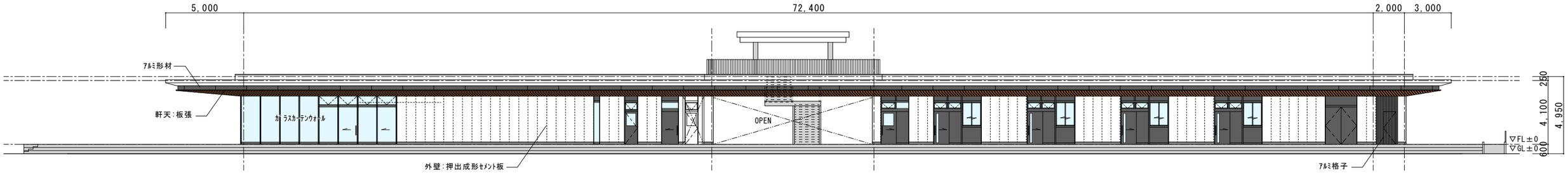


立面図　南側

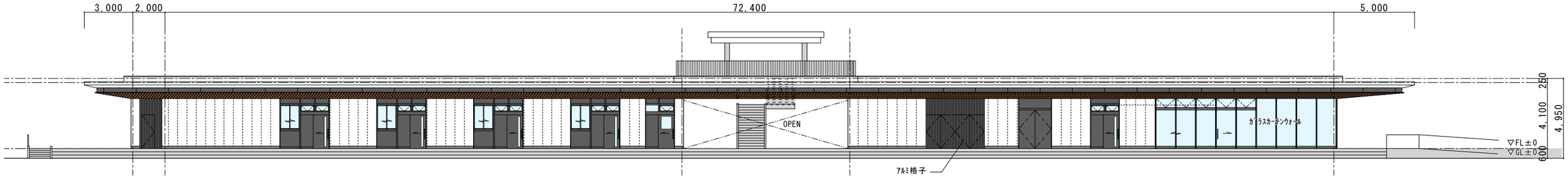


立面図　北側

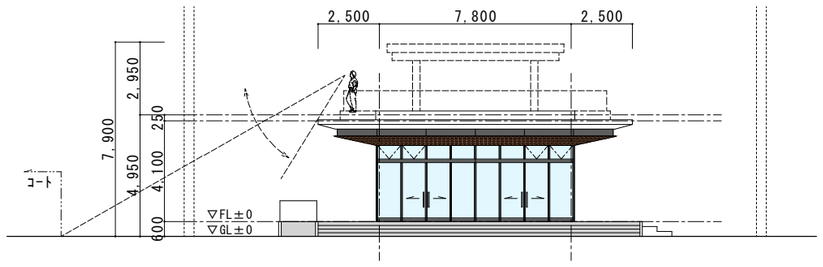


立面図　西側

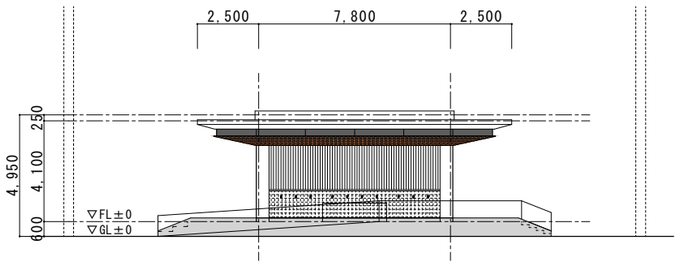


立面図　東側

射水市フットボールセンター整備基本設計

立断面計画図　　S：1/250（A3）